

施策目標個票

(国土交通省4-⑤)

施策目標	快適な道路環境等を創造する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を進めるとともに、地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>業績指標14は目標年度にはおおむね目標に近い実績を示す見込みであること、また、業績指標13は、現時点では目標年度の目標達成に向けたペースでは実績値が伸びていないものの、令和4年度に実施した市区町村に対する調査によれば、目標年度までに計画策定予定の市区町村が相当数あるところ、今後予定されているガイドラインの改定、地方公共団体への計画策定の働きかけの一層の強化等の取組により、目標年度にはおおむね目標に近い実績に達することが見込まれるため、③相当程度進展ありとした。</p>
	施策の分析	<p>指標13については、自転車通行空間の確保には、地域において+自転車ネットワークを計画的に整備することが必要である。地方公共団体の定める自転車活用推進計画については、自転車ネットワークに関する計画の位置付けや当該計画に基づく整備促進とその効果の分析など、自転車活用推進計画の質の向上が課題となっている。よって、地方公共団体にかかる課題を把握し、方策を講じることで、目標の達成に一層の取り組みを実施。</p> <p>指標14については、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観形成等に寄与する無電柱化に関する施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献することを目的としている。</p> <p>一方、無電柱化の整備にあたっては、整備コストが高いこと、電力・通信事業者との調整や地元との調整に時間を要する。</p> <p>このため、目標の達成には一層の取り組みが必要である。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>指標13については、地方公共団体における計画の策定に関する課題等をアンケート等により把握するとともに、自転車ネットワーク計画の策定を促進する方策や自転車利用環境を向上する方策などについて「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において議論中。今後、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを改定し、地方公共団体に周知し、自転車ネットワーク路線等が明示されるよう、地方公共団体へ働きかけを行うことで、目標値の達成を図る。</p> <p>指標14については、引き続き、快適な道路環境等の創造に向けて、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興の観点から、無電柱化推進計画に基づき、低コスト手法の普及拡大、占用制限による新設・既設電柱の撤去、地方公共団体の事業実施をサポートする支援体制の構築や、国際観光旅客税等を活用しつつ、個別補助による財政的支援や事業のスピードアップ等を図る。</p>

業績指標	13 自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数*	初期値	実績値					評価	目標値	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R7年度	
		89	131	155				B	400	
	年度ごとの目標値	/								
業績指標	14 電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率*	初期値	実績値					評価	目標値	
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度	R7年度
		38%	40%	41%	43%			B	52%	
	年度ごとの目標値	/								
参考指標	参9 特定道路における無電柱化着手率	初期値	実績値					評価	目標値	
		R元年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R7年度	
		31%	-	-	-	-	-	/	38%	
	年度ごとの目標値	/								

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	130,239	128,470	115,349	106,239	
		補正予算(b)	18,247	29,304	33,453		
		前年度繰越等(c)	67,963	74,902	81,784		
		合計(a+b+c)	216,449	232,676	230,586	106,239	
			<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)		141,485	150,460			
	翌年度繰越額(百万円)		74,902	81,784			
不用額(百万円)		62	432				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和5年6月26日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	環境安全・防災課(交通安全政策分析官 田中 衛) 参事官(自転車活用推進本部事務局)(参事官 森若 峰存)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----	--------	--	----------	--------

業績指標 13

自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数*

評価

B

目標値：400 市区町村（令和7年度）
実績値：155 市区町村（令和4年度）
初期値：89 市区町村（令和2年度）

(指標の定義)

自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数

(目標設定の考え方・根拠)

2030(令和12)年度までにD I D地区を有する825市区町村において自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画の策定を達成するため、2018~2020(平成30~令和2)年度の計画策定実績をもとに2025年度までに達成すべき市区町村数を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体(策定団体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・自転車活用推進法(平成28年法律第113号)
- ・第2次自転車活用推進計画(令和3年5月28日閣議決定)
地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。(2.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)(令和4年6月7日閣議決定)
自転車利用環境の充実の推進に取り組む。(第2章2.)
- ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)
自転車通行空間の計画的な整備を促進することにより安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する(第3章1.)

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【その他】

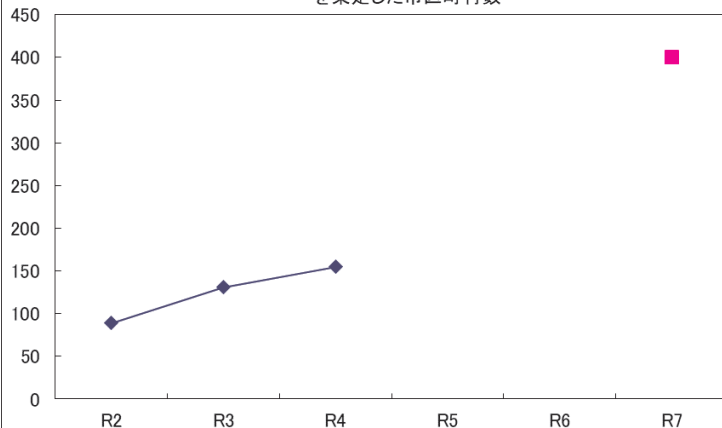
なし

過去の実績値

(年度)

H30	R1	R2	R3	R4
—	—	89 市区町村	131 市区町村	155 市区町村

(市区町村) 自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数



主な事務事業等の概要

歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備（◎）

令和3年度に策定した第2次自転車活用推進計画に基づき、地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進。

予算額：

道路整備費20,655億円（国費）及び防災・安全交付金8,540億円（国費）等の内数（令和3年度）

道路整備費21,109億円（国費）及び防災・安全交付金8,156億円（国費）等の内数（令和4年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長した場合、目標値は達成しないが、第2次自転車活用推進計画に位置付けられた施策が進捗することにより、目標値の達成も可能と見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・825市区町村(DIDが存在する市区町村)にアンケートを実施し、策定時の課題や工夫事例、策定に向けた課題を把握。
- ・自転車ネットワーク計画の策定を促進する方策など自転車利用環境を向上する方策について「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において議論中。「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において議論中。
- ・自転車利用機会の創出につながるシェアサイクルの在り方や普及促進に向けた課題解決等について、「シェアサイクルの在り方検討委員会」において議論し、地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの策定を検討。
- ・自転車利用機会の創出につながるサイクルトレイン、サイクルバスなど公共交通機関との連携に関する参考事例集のとりまとめを実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、過去の実績値によるトレンドを延長した場合、目標値は達成しないため、Bと評価した。
- ・地方公共団体における計画の策定に関する課題等をアンケート等から把握するとともに、自転車ネットワーク計画の策定を促進する方策など自転車利用環境を向上する方策について「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において議論中であるところ、今後、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを改定し、地方公共団体に周知し、自転車ネットワーク路線等が明示されるよう、地方公共団体へ働きかけを行うことで、目標値の達成を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局参事官（自転車活用推進本部事務局）（参事官 森若 峰存）

関係課：

業績指標 14

電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率*

評価

B	目標値：約 52%（令和7年度） 実績値：43%（令和4年度） 初期値：約 38%（令和元年度）
---	--

（指標の定義）

電柱倒壊リスクのある市街地等の緊急輸送道路延長のうち、無電柱化済み又は無電柱化の工事に着手済みの延長

（目標設定の考え方・根拠）

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の指標・目標値を引用これまでの実績と加速化対策を踏まえ目標値を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・電線管理者（電気、通信、CATV等）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・無電柱化の推進に関する法律（平成28年法第112号）
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成30年法第6号）
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）
- 「引き続き無電柱化を推進する」（第31.（一）②オ）
- ・道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律30号）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
- 「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」
- ・社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第1章に記載あり」

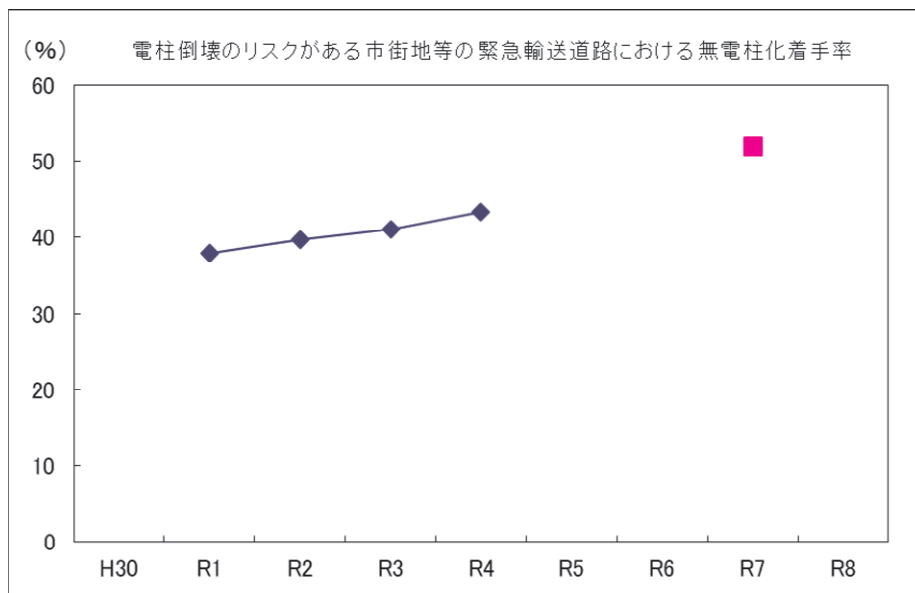
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第2章に記載あり」

【その他】

- ・第10次交通安全基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定）
- ・防災基本計画（令和4年6月17日中央防災会議作成）

過去の実績値				(年度)
H30	R1	R2	R3	R4
—	約38%	40%	41%	43%



主な事務事業等の概要

無電柱化（◎）

- ・令和2年度に「都道府県無電柱化推進計画」（地方版無電柱化推進事業）の着実な推進に寄与することを目的に予算を個別補助化。
- ・令和3年5月に新たな無電柱化推進計画を策定

予算額：

道路整備費20,655億円（国費）及び防災・安全交付金8,540億円（国費）等の内数（令和3年度）

道路整備費21,109億円（国費）及び防災・安全交付金8,156億円（国費）等の内数（令和4年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率は、5ヶ年加速化対策に基づき実施しており、令和元年度の初期値38%に対して令和2年度は40%、令和3年度は41%、令和4年度は43%と毎年増加している状況。

（事務事業等の実施状況）

令和2年度に「都道府県無電柱化推進計画」（地方版無電柱化推進事業）の着実な推進に寄与することを目的に予算を個別補助化、さらには令和3年5月に策定した新たな無電柱化推進計画では、経済産業省や総務省、電線管理者と連携が不可欠とされたところである。経済産業省では、無電柱化に対する取組みを強化するため、令和5年度に送配電事業者が一定期間毎に収入上限（レベニューキャップ）を算定し承認を受ける新しい託送料金制度を導入している。また、固定資産税の特例措置の継続や低コスト手法の導入等によりこれまで以上に今後事業の進捗が期待される。

課題の特定と今後の取組みの方向性

電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率は毎年増加しており、相当程度進展があるものの、目標年度に目標を達成するにはより一層の取組みが必要なため、「B」と評価した。

無電柱化を推進するための課題としては、国内に約3,400万本の電柱が設置されており、毎年数万本単位で増加していること、電線共同溝の整備コストが高いこと、地上機器の設置場所確保に伴う住民との調整、用地取得が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。

このため、「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）ver2（平成31年3月）」により低コスト化の普及や、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き ver2（令和5年3月）」により無電柱化の推進を図る。

また、地方公共団体の事業実施をサポートする無電柱化ワンストップ相談窓口の設置等支援体制の構築や令和2年度に創設した個別補助制度等による財政的支援、占用物件の移設工事等を一括して発注する手法の実施等により事業のスピードアップ等を図る。

さらに国際観光旅客税充当事業として電線管理者が実施する単独地中化を支援する観光地域振興無電柱化推進事業を促進する。

無電柱化の推進にあたっては、コスト削減の推進や事業のスピードアップを図るとともに、既設電柱においても占用制限の対象とすることや沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みとして、届出対象区域の設定等も推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全・防災課（交通安全政策分析官 田中 衛）